

平成二十五年八月臨時会 総務委員会委員長報告

十四番 松田 光平でございます。

私から、本市議会臨時会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきまして、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第八十号 長野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

この議案は、国による地方公務員の給与の減額支給要請に基づき、職員の給料等を一時的に減額する措置を講ずることに伴い、改正するものであります。

市職員の給与削減は、関連諸団体や民間給与への影響に加え、消費の減退など地域経済へ波及することは否めません。また、職員の士気の低下も懸念されるところであります。

そこで、地方公務員の給与決定に係る国の関与は、地方自治の根幹に関わる問題であり、地方交付税の削減により一方的に地方公務員の給与を削減するという今回のような措置は二度と行うことのないよう国に働き掛けることを要望いたしました。

また、市職員へは、市民感情に配慮しつつ、福利厚生等の検討により、士気の維持に努めるよう要望いたしました。

次に、議案第八十二号から議案第九十号までについて申し上げます。

これらは、いずれも新第一庁舎及び新長野市民会館建設のための工事請負契約の締結についての議案であることから、一括して審査を行いました。

当初の入札で落札された第二工区及び各種設備工事については、旧年度労務単価での積算に基づく新年度契約となることから、国の通知に基づく特例措置により、契約締結後に各受注者からの申出があれば、新年度労務単価を適用した契約変更について協議を開始することでありますが、本體工事費については、今後増額も予想されることから、変更が生じた場合は、財源構成を含めて、市民への丁寧な説明を行うよう要望いたしました。

以上で報告を終わります。